

前回審議会での主な意見等

前回審議会の主な意見

1. 「ためる」対策

① 「ためる」対策の進め方

条項	内容	意見	発言委員
10-1	森林の雨水貯留浸透機能の確保	森林整備として具体的にこれからの時代に <u>どういったことをするのか</u> ということが非常に大事。今はかなりの山が緑に覆われており、単純に森林の持つ水源涵養機能というのはMaxに近いくらいが達成されている状態であり、 <u>ここからどのような事業をして、この状態を維持するか、維持しながら森林の循環を考えていくことが大事。</u> 皆伐後に再造林しない問題やメガソーラーのために伐採してしまうことなど具体的に現在起こっている問題があるので、そういったところに焦点をあてて森林整備の対策を打っていくようなことが必要。なお治水と言う意味で一番効くのは、森林土壌が維持されているかであり、木の伐採による循環は必須ではなく、伐採しても早いうちに植林をすれば、森林の水源涵養機能は維持されていく。また、針葉樹と広葉樹の水源涵養機能の差はほんの少しであり、あまり関係ない。	正岡委員
10-2	農地の雨水貯留浸透機能の確保	積極的に『ためる』ことが重要で、工事等が必要となるハード対策と、1人1人ができることを実施するソフト対策の両者が、 <u>いかに歩み寄って対策として具体化できるかが重要。</u> 河川管理のセクターと農水のセクターがあって、農水のセクターには貯めものや水を管理する施設がたくさんある中で、それをいかに治水に利用していくのかという観点で流域治水が議論されている。 <u>縦割り行政をまたぐような議論をどうするか</u> ということが国での流域治水の大きなポイントになっていると思う。	柏尾委員 佐山委員
10	森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保	<u>マザーレイク21計画など既策定の計画と水源涵養の部分についてどのように整合を図られたのか。</u> 今後さらにステップアップして水源涵養に関する対策を推進していくための何らかの方策を考えないといけない。これらの対策を実施していくには、より細やかに対策や対応、周知などしていかないと考えている。	和田委員 和田委員
10 11	集水域における雨水貯留浸透対策	<u>田んぼダムやグラウンド貯留など管理者が自主的に実施する事業について、どのくらい費用の補助があるのか</u> が気になっている。 ためる対策をすると土地の所有者が実施しないといけないが、所有者や管理者が不明、または管理者がいないことなどが想定される場合に、 <u>県などが農地を買い取り対策を実施する</u> ということが手法的にあり得るのか。	山崎委員 齊藤委員

② 開発等に伴う流出増への対策

10 11	集水域における雨水貯留浸透対策	市街化調整区域でも建築可能なのだが、森林伐採や農地にソーラーパネルを設置するなどされ、 <u>水を貯める機能がなくなってきたのはどうなのか。</u> 開発による土地利用の変化に関する総合調整というのは、大きな課題なのかもしれない。	村上委員 多々納 会長
----------	-----------------	--	-------------------

2. はん濫原におけるハード対策（「ためる」「とどめる」）

3

意見	発言委員
「ためる」や「とどめる」といった施策になると、中小河川の支流単位といった大きな単位で考えないといけないので、広域での地域づくりのシナリオが必要になってくる。	山口委員
具体的施策を打つ前に、流域単位で何ができるのかということ議論するための科学的なシミュレーションができるのが重要。これを実現しようと思うと、河川施設にしろなくても、例えば農地に水を貯めるのであればどのようなインセンティブを与えるのかといった補償の問題とセットで解かないと解けない。	山口委員
水をとどめるとか、ためるとかいったときの施設をどうするのか、かつ治水に貢献してくださいと言っただけでは農家は納得しないだろうし、そこにどうやってインセンティブを与えながら流域管理をしていくのか、そのあたりの観点がどこまで進んでいて、どう進めていくのかといったところが気になった。	佐山委員

3. 気候変動による影響の考慮

意見	発言委員
気候変動の影響を計画に反映すべきという趣旨ではないが、これからモニタリングしながら、気候変動にどう適応していくのかが大切だ。	佐山委員
国の流域治水の話が出ているが、河川事業を進めれば事業は進捗するが、その分温暖化が進んでいるので、さらに河川整備の上乗せが必要で河川整備だけでは間に合わない。そこで、ソフト対策も組み合わせて進めるということになっている。	山崎委員

4. 既存の枠組みで実施している取組の取扱い

意見	発言委員
既存の対策は既存の枠組みで進めるということになっているが、それが不相当であるのなら、そうすることで今後別組織で検討をすることもできるので、知事に答申するときには入れておいてもいい。	多々納会長

前回審議会 多々納会長のとりまとめ

雨が降ったら流出がどう変わるのか(1-②)、水害がどういう風に起きるのか(2)とかいう話については、今まではある枠組みの中でやることをやるとしているのが今の流域治水条例。それをもう少し踏み込んでいかないといけないという意見が多かったように思う。

「滋賀の流域治水」の目標は2つあって、1つは人命を守る、もう1つは壊滅的な被害を防ぐ、この2つでよければ、その方向で滋賀県が施策を考えるということになるがどうか。⇒特に異論なし

その他の意見

対策	条項	対策	意見	発言委員
ながす	9	河川における氾濫防止対策	ハード整備の方は、10年で1%であればできないに近いが、逆に言えば、絶対に守らないといけないところはどこにあるかといった議論も検討できるのであればの方がいい。	多々納 会長
ためる	11-1	公園や運動場等の 雨水貯留浸透機能の確保	滋賀県内で、運動場等での雨水貯留浸透機能の確保はどの程度進んでいるのか。	山崎委員
	10,11	集水域における 雨水貯留浸透対策	空き家、空き地、耕作放棄地が増えていて、現状困っている市町があるというのは把握している。 大きな課題としては、公図混乱していて権利関係がわからず、誰が管理するのかが不明だということ。このような状況下では、水源で施策を打つ時、権利関係が明確になっていない可能性が高く、権利者との交渉をどうやって実施していくのか、非常に難しいところがある。	中川委員
とどめる	13	浸水警戒区域指定	次回審議会で建築規制の内容などルールを丁寧に説明してほしい。	岡井委員
			指定目標と進捗状況、地域合意形成の程度について聞きたい。	齊藤委員
そなえる	26	避難に必要な情報の 伝達体制の整備等	簡易量水標は河川カメラで見ることができるのか。	山崎委員
	27	住民の円滑な避難を図る ための市町への必要な支援	避難する住民が理解しなければいけないと考えており、避難計画を作成する段階で住民が関わるという住民行動は非常に有効であるが、住民の情報入手や住民との合意形成の難しさを考えた時、どこまで取り組むのかのバランスが課題。 また、エリアを広げないと議論ができないということもあると思うが、地域が広がるほど利害関係者が増えていくので、余計に難しくなるということがあり、バランスが重要だと思っている。	中川委員
	28	浸水時における避難等	新興住宅では隣家とのつきあいも希薄になっており、災害時にどう対応したらよいかわからなくなってきている。 こういった状況下で今後どのように対応していくべきかを考えていた。	村上委員
	26～ 28	避難に必要な情報提供	住んでいる人だけではなく、仕事や旅行で訪れた人に知らせる取組といったことも想定して考える必要がある。	岡野委員
全般		元号と西暦の併記	幅広い世代に浸透させるためには、元号と西暦を併記するなどの配慮が必要。	和田委員

質問に対する説明 1

マザーレイク21計画など既策定の計画と水源涵養の取組についてどのように整合を図られたのか。

年度	流域治水条例制定までの庁内調整経過	琵琶湖の保全に関する計画策定の経過
H9(1997)		琵琶湖の総合的な保全のための計画調査(国土庁ほか)
H11(1999)		琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)策定
H18 (2006)	琵琶湖水政対策本部に琵琶湖流域治水推進部会を設置 ※琵琶湖環境部水政課(当時)が部会員となる。	
	琵琶湖流域治水推進部会開催し、部会にワーキンググループを設置 (ハード施策検討グループ、ソフト施策検討グループ) ※琵琶湖環境部水政課(当時)は両グループのメンバーとなる。	
	第1回ワーキンググループ合同会議 第2回ワーキンググループ(関係各課と個別協議) 第3回ワーキンググループ 第4回ワーキンググループ(基本方針(素案)に対する意見照会)	
	第5回ワーキンググループ(基本方針(原案)に対する意見照会) 第6回ワーキンググループ	
H20 (2008)		
H22 (2010)	第7回ワーキンググループ 第8回ワーキンググループ 琵琶湖流域治水推進部会開催(基本方針(素案)の提示)	琵琶湖の総合的な保全のための計画調査
H23 (2011)	部会長より部会員あてに基本方針(案)報告 流域治水基本方針策定(県議会で可決)	琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画) ＜第2期改訂版＞策定
H24 (2012)	部会長より部会員あてに基本方針策定報告 部会長より部会員あてに条例(素案)に対する意見照会	
H25 (2013)	条例(修正素案)に関する説明会(対象:部会員、関係課) 琵琶湖流域治水推進部会開催(条例骨子案の提示) 琵琶湖流域治水推進部会開催(条例要綱案の提示) 部会長より部会員あてに条例(案)の送付 滋賀県流域治水の推進に関する条例制定	

マザーレイク21計画「水源かん養」に係る第1期(H11：1999)の対策構成と 滋賀県流域治水の推進に関する条例における位置づけ

マザー レイク 21計画	自然の水循環の保全					
	浸透貯留域の保全対策					
	浸透域の面的確保			土壌層の安定化		
	森林	農地	森林、農地、市街地	森林		
	森林の面的確保と適正管理[保安林指定、砂防指定地指定、里山林]	農地の確保と保全、整備[農業生産基盤の整備、棚田の保全整備]	森林、農地、市街地における緑地の確保	国土保全のための整備[治山、砂防事業の推進]	森林の整備	森林管理への支援
流域治水 条例		第10条第2項	森林⇒第10条第1項 農地⇒第10条第2項		第10条第1項	
マザー レイク 21計画	人為の貯留機能の向上とリサイクル型水利用の推進					
	人為の貯留機能の向上対策			リサイクル型水利用の推進対策		
	既存ダム、ため池等の調整機能の利用			リサイクル型水利用施設の整備としくみづくり	節水型水利用	
	農地	市街地		農地	市街地	
	農地における人為的貯留機能向上のための対策[農業水利施設の管理、ため池の保全整備]	市街地における人為的貯留機能向上のための対策[雨水貯留、浸透施設の整備]		農地におけるリサイクル型水利用施設の推進対策[循環かんがい、反復かんがい、処理水の再利用]	節水型水利用の推進対策[住宅、建築物における節水型施設整備]	
流域治水 条例	農業水利施設⇒第10条第2項		第11条第1、2項			

マザーレイク21計画「水源かん養」に係る第2期(H23：2011)の施策と 滋賀県流域治水の推進に関する条例における位置づけ

第6章 施策の展開

1 琵琶湖流域生態系の保全・再生

マザー レイク 21計画 (第2期)	調査研究	水質保全対策		森林の保全・再生	中山間部や平野部における 環境の保全・再生
	森林	農地		森林	農地、市街地
林業試験研究 事業	農業排水の水質保 全対策(水質保全池、 浄化型水路等の整備)	びわこ流域 田園水循環 推進	森林整備地域活動支援、間伐材 利用促進、造林、治山、保安林整 備等管理に関する事業 他	かんがい排水施設の保全・整備、 ため池整備、砂防、街路透水性舗 装、植樹帯整備に関する事業 他	
流域治水 条例			第10条第1項	農地⇒第10条第2項 市街地⇒第11条第1、2項	

第7章 重点プロジェクト

3 森・川・里・湖のつながり再生プロジェクト

質問に対する説明2

- 自主的に実施する雨水貯留浸透について、どのくらい費用の補助があるのか。
- 県などが農地を買い取り雨水貯留浸透対策を実施するということが手法的にあり得るのか。
- 滋賀県内で、運動場等での雨水貯留浸透機能の確保はどの程度進んでいるのか。

貯留施設の種類

	①遊水地、調節池	②グラウンド貯留、雨水タンク	③田んぼダム	調整池
設置目的	洪水を一時的にためて洪水の最大流量を減少させるため	雨水を一時的にためて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害リスクを低減するため	水田に降った雨を一時的に貯留することにより湛水被害リスクを低減するため	開発に伴い、溢水等の被害の生じるおそれがある場合、雨水を一時的にためて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害リスクを低減するため
設置者	河川管理者	施設所有者	水田の所有者	開発事業者
費用負担者	河川管理者	施設所有者(一部公的補助あり) <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域貯留浸透事業 ⇒グラウンド貯留等 ※補助率1/3 特定都市河川法適用1/2 ・ 下水道事業⇒雨水タンク等 	農地整備事業や多面的機能支払交付金の活用が可能 (農地の整備や補強、流出量調整器具の購入等)	開発事業者
土地所有者	河川管理者(用地買収) or 農地所有者(地役権設定)	施設の土地所有者	水田の土地所有者	市町(移管) or 開発事業者
流域治水条例	第9条 河川における氾濫防止対策	第11条第1、2項 公園等の雨水貯留浸透機能の確保		



※国土交通省「流域治水施策集」に滋賀県が加筆

「田んぼダム」について

- 「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組。
- 水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、水路や河川から溢れる水の量や範囲を抑制することができる。
- 平成14（2002）年に新潟県の旧神林村（村上市）で下流域の集落から上流域の集落に呼びかけることで始まった。

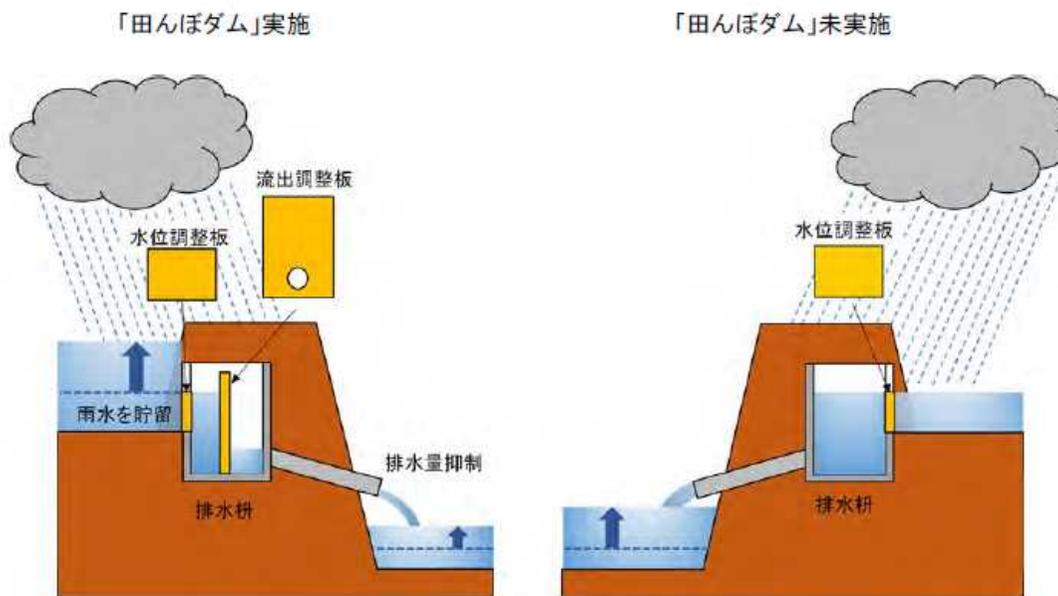


図5 「田んぼダム」を実施している水田の排水イメージ



写真1 「田んぼダム」を実施している水田の排水イメージ

※農林水産省「田んぼダムの手引き」より